

# 小売電気事業・ガス小売事業に係る対応について

2023年12月26日(火) 第92回 制度設計専門会合 事務局提出資料



#### 本日の御議論

- 委員会事務局による監視において、小売電気事業者の**電源構成等や非化石証書の使用状況**について、**適切な表示が行われていない事例**が確認されているところ、**電力の小売営業に関する**指針(以下「小売GL」という。)における**記載内容の整理・明確化**など、**今後の対応の方向性**を御議論いただきたい。
- また、小売電気事業・ガス小売事業について、国のモニタリングを効果的・効率的に行う観点から、 報告様式のデジタル化(DX化)に取り組んでいるところ、料金メニューなどに関する定期的な 報告について、DX化に適した様式への変更など、改善の方向性を御議論いただきたい。

# 1. 電源表示に関する対応の方向性(小売GL改定)

2. 定期報告に関する改善の方向性(DX化)

#### 検討の背景、対応の方向性

- 小売GLに記載のとおり、**電源構成等や非化石証書の使用状況**(以下「電源構成等情報」という。) **を適切に開示**することは、価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待されるなど、一定の意義があると考えられる。
- 一方で、調達する電源種と非化石証書の組み合わせ方などに応じて、適切な表示を行う必要があるところ、適切な表示が行われていない事例も確認されている。
- ただし、小売GLの**電源構成等情報に関する記載**は、項目が多岐にわたり、特に注意を要する点を容易に理解できるものにはなっていない可能性がある。
- そのため、P5~P8に示すとおり、小売GLの電源構成等情報に係る記載について、
  - ✓ 電源構成等情報の表示に係る全体像を示した「整理表」を追加。
  - ✓ 「問題となる行為」と「望ましい行為」が混在した記載については、それぞれを分離して記載。
  - ✓ 電源構成等情報の表示例が、各項目に点在しているところ、一つの項目に集約。
  - など、**読みやすい構成・内容に改定**することとしてはどうか。

## 小売GLの電源構成等情報に関する記載の改定イメージ(1/2)

- 小売GLについて、改定イメージの目次構成は以下のとおり。
- なお、**読みやすさを向上する観点**から、各項目で重複する記載や過去の審議会に係る情報などについては集約・削除し、**真に必要な情報に絞ることも検討する意義がある**と考えられる。

現行の小売GL			Eイメージ	備考
(3	)電源構成等や非化石証書の使用状況の適	切な	開示の方法	
ア 電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する考え方		ア 電源構成等や非化石証書の使用状況の開 示に関する <mark>基本的な</mark> 考え方		
	<u>【新設】</u>		i )本指針の位置づけ	• 現行の小売GLの(3)アの内容を基に記載。
			ii ) <u>電源構成及び非化石証書の使用状</u> 況の開示に関する基本的な整理	<ul><li>電源構成等情報の表示に係る全体像を示した「整理表」を追加。</li></ul>
	イ 望ましい行為及び電源構成等や非化石証書 の使用状況の算定や開示を行う場合の具体例		望ましい行為	• 表示例は「(3)エ」に集約。
	i)電源構成及び非化石証書の使用状況の開示 ii)電源構成及び非化石証書の使用状況の開示を行う場合の具体例 iii)望ましい算定や開示の方法 【新設】		i )電源構成及び非化石証書の使用状 況の開示	
			【削除】	・ 表示例は「(3)エ」に集約。
			<u>ii)</u> 望ましい算定や開示の方法	
			iii)「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、 発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合における望ましい行為	・「望ましい行為」に関する内容を分離して記載。

# 小売GLの電源構成等情報に関する記載の改定イメージ(2/2)

現行の小売GL		改	正イメージ	備考
ウ 問題となる行為		ウ 問題となる行為		
	i ) 環境価値の訴求や非化石証書に関する情報開示において問題となるもの		i ) 環境価値の訴求や非化石証書に関する情報開示において問題となるもの	
	ii ) 電源構成等の開示において一般的に 問題となるもの		ii ) 電源構成等の開示において一般的に 問題となるもの	
	iii)FIT電気を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの		iii)FIT電気を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの	
	iv) 電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの		iv) 電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの	
	v)各種電力メニュー等に関する表示例		<u>【削除】</u>	• 表示例は「(3)エ」に集約。
	vi)「○○地域産電力」や「地産地消」等、 発電所の立地地域を小売供給の特性とする 場合においてのみ問題となるもの		<ul><li>∨)「○○地域産電力」や「地産地消」等、 発電所の立地地域を小売供給の特性とする 場合においてのみ問題となるもの</li></ul>	<ul><li>「望ましい行為」に関する内容は、別の区分に 分離して記載。</li></ul>
<u>【新設】</u>			電源構成及び非化石証書の使用状況の開を行う場合の表示例	<ul><li>表示例を集約して記載。</li><li>なお、表示例は、あくまで優良事例を示すものとし、「望ましい行為」や「問題となる行為」に係る内容は本文に集約。</li></ul>

# 電源構成等情報の表示に係る整理表(イメージ)(1/2)

- 今回、小売GLに追記する「**電源構成等情報の表示に係る整理表**」は、次ページのとおり、「**調達 する電源種**」と「**非化石証書の使用の有無**」のそれぞれの組み合わせについて、**表示可能な内容 を分かりやすく整理**したものである。
- なお、小売GLでは、必要な非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも「再エネ」や「CO2 ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行う ことは、「問題となる行為」として位置づけている。一方で、現在、非化石証書以外の様々な証書 やクレジットなどが普及しているところ、その位置づけを明確化するため、
  - ① <u>非化石証書以外の証書等を用いた場合は、販売する電気そのものについて、環境価値の</u> 訴求はできないものの、
  - ② 小売電気事業者からの**電気の購入に伴って、非化石証書以外の証書等の価値が需要家** にもたらされる場合は、販売する電気そのものの環境価値ではない旨を明示した上で、当該 非化石証書以外の証書等の価値を訴求することは妨げられない

といった旨を小売GLに記載することとしてはどうか。

#### 【参考】電力の小売営業に関する指針(令和5年4月最終改定)(抜粋)

- iii)FIT電気を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの (前略)
- ① 非化石証書を使用せずに環境価値を訴求すること

(前略) FIT電気についても、小売電気事業者が、**必要な非化石証書を使用しないにもかかわらず**、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった<u>環</u> 境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは、需要家の誤認を招くものであり問題となる。「グリーン電力」、「クリーン電力」、 「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることもこれに含まれる(以下略)。

# 電源構成等情報の表示に係る整理表(イメージ)(2/2)

				調達する電源種			
		1	2	3	4		
			FIT電気以外の非化石電源		①~③以外		
				FIT電気	再エネ電源 (卒FIT・FIP・大型水力など)	②以外の非化石電源 (原子力など)	JEPX調達・火力など
		FIT	非化石証書	再工ネ	再工ネ	実質再エネ	実質再エネ
非化石証	あり	非FIT非	再エネ指定	+ CO2ゼロエミ (※1·2)	+ CO2ゼロエミ (※2)	+ CO2ゼロエミ (※2・3)	* 実質CO2ゼロエミ (※2・3)
非化石証書の使用		化石証書	再エネ指定 なし	<b>CO2ゼロエミ</b> (※1・2)	<b>CO2ゼ</b> C (※2)	•	<b>実質CO2ゼロエミ</b> (※2・4)
用	なし		<b>î</b> U		<b>環境価値の</b> (※		

- ※ 1:FIT電気については、①「FIT電気」であること、②FIT電気の割合、③FIT制度の説明、の3要件が必要。
- ※ 2:必要量の非化石証書を割り当て、CO2排出量がゼロとなるように調整した場合。
- ※3:環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これにFIT非化石証書又は再エネ指定の非FIT非化石証書を使用している旨の説明が必要。
- ※ 4 : 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定なしの非FIT非化石証書を使用している旨の説明が必要。
- ※ 5:非化石証書以外の証書やクレジット等を用いた場合は、販売する電気そのものについて、環境価値の訴求はできないことに留意。また、「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることは、環境価値の訴求に当たることにも注意が必要。ただし、小売電気事業者からの電気の購入に伴って、非化石証書以外の証書やクレジット等の価値が需要家にもたらされる場合は、販売する電気そのものの環境価値ではない旨を明示した上で、当該非化石証書以外の証書等の価値を訴求することは妨げられないことに留意。

1. 電源表示に関する対応の方向性(小売GL改定)

2. 定期報告に関する改善の方向性(DX化)

#### 検討の背景

- **電力取引報・ガス取引報**は、市場の競争状況の監視などを目的として、各事業者に対し、下記の項目について、定期的な報告を求めているものである。
- その上で、国のモニタリングを効果的・効率的に行う観点から、**報告様式のデジタル化(DX化)** に取り組むことが重要であり、現在、システム開発を進めている段階である。

	電力取引報							
様式	番号	報告内容	対象事業者	報告頻度	備考			
	第1表	販売電力量·契約口数	小売電気事業者	毎月	システム開発中			
	第1表-2	リスク管理体制の運用状況	小売電気事業者	毎年	省令改正で追加予定			
	第1表-3	資金の概況	小売電気事業者	四半期	システム開発中			
	第2表	低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等	需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等 小売電気事業者 四半期					
   様式第11	第3表-1	再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約 に係る販売電力量	小売電気事業者	毎年				
	第3表-2	再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約 を締結する小売電気事業者の調達した 再生可能エネルギー電気の電力量	小売電気事業者	毎年	来年度以降の システム開発を検討中 (※)			
	第4表	インバランス発生実績	一般送配電事業者	毎月				
	第5表	電気事業者の契約状況	一般送配電事業者	毎月				
附貝	様式	特定小売供給約款の契約状況	みなし小売電気事業者	毎月				

ガス取引報						
様式番号	報告内容	対象事業者	報告期限	備考		
様式第9	ガス販売量・契約件数等	ガス小売事業者	毎月			
様式第10	小売供給契約の料金設定方法・契約期間等	ガス小売事業者	四半期	<b>支左连以股</b> 点		
様式第11	最終保障供給に係るガス販売量・契約件数等	一般ガス導管事業者	毎月	来年度以降の		
様式第12	契約状況等	一般ガス導管事業者	毎月	システム開発を検討中 / (シン)		
様式第13	ガス受託製造の状況	ガス製造事業者	四半期	(※)		
附則様式	指定旧供給区域等小売供給約款の契約状況	みなしガス小売事業者	毎月			

<sup>(※)</sup>検討の結果、各様式の一部は、システム開発の対象外となる可能性があることに留意。

#### DX化に向けた課題・今後の方向性① (料金メニューに係る定期報告)

- 電力取引報・ガス取引報のうち、特に、料金メニューに係る定期報告(※)については、自由記載となっている箇所が多い。そのため、報告内容の分析を通じた効果的な監視を行っていく観点で、改善の余地があると考えられる。(※)電力取引報:様式第11第2表・第3表-1、ガス取引報:様式第10
- また、当該定期報告では、料金メニューごとに記載する様式となっているところ、数百種類以上の料金メニューを持つ事業者が存在し、補足説明資料をメール添付することで報告している場合もある。一方、DX化を進めるためには、データ容量を圧迫しない設計とすることも重要である。
- これを踏まえ、電力取引報・ガス取引報ともに、料金メニューに係る定期報告については、P12~P15に示すとおり、料金メニューごとの記載ではなく、基本的に該当の有無を回答する様式に変更するとともに、自由記載の箇所を限定化し、選択式を主とした様式に変更してはどうか。
- なお、電力取引報のうち、様式第11第2表(※低圧が対象)と、第3表 1 (※低圧・高圧・特高が対象)は、報告内容が重複している箇所があるため、1つの報告様式に整理・統合しつつ、需要種ごとの傾向を把握するべく、低圧・高圧・特高を報告対象としてはどうか。また、ガス取引報(様式第10)についても、需要種ごとの傾向を把握するべく、家庭用・商業用・工業用・その他用を報告対象としてはどうか。
- 定期報告の頻度は、契約期間を1年以上とする料金メニューを提供している事業者が大半であるため、年1回(毎年7月末を想定)としてはどうか。
- なお、上記の新たな報告様式の施行時期は、DX化のためのシステム開発の状況や、各事業者における報告体制の整備に必要な期間を踏まえて、今後検討することとしたい。

# 【参考】電気の料金メニューに係る定期報告(年1回)の改正イメージ①

小売供給契約の料金設定方法等					備考
供給電圧(複数選択可)			7)	□低圧 □高圧 □特別高圧	
	料金設	定方法・契	約期間等		
		料金設定	方法(複数選択可)	□二部料金制 □最低料金制 □完全従量料金制 □定額料金制 □その他( )	
		燃料費調	整等	□有り □無し	
			調整額の設定方法(複数選択可)	□化石燃料の貿易統計価格に連動(上限有り) □化石燃料の貿易統計価格に連動(上限無し) □日本卸電力取引所の取引価格に連動(上限有り) □日本卸電力取引所の取引価格に連動(上限無し) □その他( )	
		契約事務手数料等		□有り □無し	
低			契約1件当たりの契約事務手数料等の金額 (複数選択可)	□~999円 □1,000~2,999円 □3,000円~4,999円 □5,000円~9,999円 □10,000円~99,999円 □100,000円~ □その他( )	
低圧に係る事項		契約期間		□1年未満 □1年以上~2年未満 □2年以上~3年未満 □3年以上	
事			契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り □無し	
垻			契約1件当たりの違約金等の金額(複数選択可)	□~999円 □1,000~2,999円 □3,000円~4,999円 □5,000円~9,999円 □10,000円~99,999円 □100,000円~ □その他( )	
		長期契約割引		□有り □無し	
			長期契約割引による割引率(複数選択可)	□1%未満 □1%以上~2%未満 □2%以上~3%未満 □3%以上~5%未満 □5%以上 □その他 ( )	
			長期契約割引の適用に必要となる契約期間 (複数選択可)	□1年未満 □1年以上〜2年未満 □2年以上〜3年未満 □3年以上〜5年未満 □5年以上 □その他 ( )	
			契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り □無し	
			契約1件当たりの違約金等の金額(複数選択可)	□~999円 □1,000~2,999円 □3,000円~4,999円 □5,000円~9,999円 □10,000円~99,999円 □100,000円~ □その他( )	

次ページに続く

# 【参考】電気の料金メニューに係る定期報告(年1回)の改正イメージ②

小売	供給契約	約の料金設定方法等		備考		
	電源構	「成又は発電所の立地地域を小売供給の特性とする契約条項	□有り□無し			
		小売供給の特性とする電源構成等の内容(複数選択可)	□FIT電気 □FIT電気以外の再エネ電源・非化石電源 □発電所の立地地域 □その他 ( )			
	電気の	環境価値を小売供給の特性とする契約条項	□有り□無し			
低		小売供給の特性とする電気の環境価値の根拠(複数選択可)	□FIT非化石証書 □非FIT非化石証書(再エネ指定) □非FIT非化石証書(再エネ指定なし)			
低圧に		当該契約の販売電力量(前年度実績値)(年度合計)	( )kWh			
係ス	他の商	-   品・役務とのセット販売	□有り □無し			
係る事項		他の商品・役務の内容(複数選択可)	□都市ガス □LPガス □灯油 □ガソリン・軽油 □水道 □携帯電話 □携帯電話を除く通信 □動画配信サービス □その他 ( )			
	小売供	- 共給に伴うキャッシュバック・ポイント還元等のサービス	□有り □無し			
		キャッシュバック・ポイント還元等の条件	□有り □無し			
		キャッシュバック・ポイント還元等の条件の種類(複数選択可)	□一定の時期までの契約締結 □一定の金額以上の料金支払い □一定の期間以上の契約継続 □特定のウェブページ・広告等の閲覧 □特定のアンケート項目への回答 □その他()			
高圧に係る事項 <b>【詳細略】(原則として低圧と同様)</b>				(※) 契約事務手数料等・契約期間・長期 契約割引に係る選択肢の数値の範囲等は、 低圧から変更。		
特別高圧に係る事項【詳細略】(原則として低圧と同様)				(※)他の商品・役務とのセット販売や、 キャッシュバック・ポイント還元等のサービスに係 る項目は削除。		

# 【参考】ガスの料金メニューに係る定期報告(年1回)の改正イメージ①

小売	供給契約	約の料金設	定方法等		備考
供給分野(複数選択可)			I)	□家庭用 □商業用 □工業用 □その他用	
	料金設	设定方法·契	2約期間等		
		料金設定方法(複数選択可)		□二部料金制 □最低料金制 □完全従量料金制 □定額料金制 □その他( )	
		原料費調	整	□有り □無し	
			調整額の設定方法(複数選択可)	□化石燃料の貿易統計価格に連動(上限有り) □化石燃料の貿易統計価格に連動(上限無し) □その他( )	
		契約事務手数料等		□有り □無し	
家			契約1件当たりの契約事務手数料等の金額 (複数選択可)	□~999円 □1,000~2,999円 □3,000円~4,999円 □5,000円~9,999円 □10,000円~99,999円 □100,000円~ □その他( )	
家庭用に係る事項		契約期間	1	□1年未満 □1年以上~2年未満 □2年以上~3年未満 □3年以上	
係る			契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り □無し	
事項			契約1件当たりの違約金等の金額(複数選択可)	□~999円 □1,000~2,999円 □3,000円~4,999円 □5,000円~9,999円 □10,000円~99,999円 □100,000円~ □その他( )	
		長期契約割引		□有り □無し	
			長期契約割引による割引率(複数選択可)	□1%未満 □1%以上~2%未満 □2%以上~3%未満 □3%以上~5%未満 □5%以上 □その他( )	
			長期契約割引の適用に必要となる契約期間 (複数選択可)	□1年未満 □1年以上~2年未満 □2年以上~3年未満 □3年以上~5年未満 □5年以上 □その他 ( )	
			契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り □無し	
			契約1件当たりの違約金等の金額(複数選択可)	□~999円 □1,000~2,999円 □3,000円~4,999円 □5,000円~9,999円 □10,000円~99,999円 □100,000円~ □その他( )	

次ページに続く

# 【参考】ガスの料金メニューに係る定期報告(年1回)の改正イメージ②

小売	供給契約	的の料金設定方法等	備考	
家庭用	他の商	品・役務とのセット販売	□有り □無し	
	□電気 □灯油 □ガソリン・軽油 □水道 他の商品・役務の内容(複数選択可) □携帯電話 □携帯電話を除く通信 □動画配信サービス □その他 ( )		□携帯電話 □携帯電話を除く通信 □動画配信サービス	
に係	小売供	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	□有り □無し	
に係る事項		キャッシュバック・ポイント還元等の条件	□有り □無し	
項		キャッシュバック・ポイント還元等の条件の種類(複数選択可)	□一定の時期までの契約締結 □一定の金額以上の料金支払い □一定の期間以上の契約継続 □特定のウェブページ・広告等の閲覧 □特定のアンケート項目への回答 □その他()	
商業	用に係る	。 5事項【 <b>詳細略】(原則として家庭用と同様)</b>		(※)契約事務手数料等・契約期間・長期 契約割引に係る選択肢の数値の範囲等は、
工業用に係る事項【詳細略】 (原則として家庭用と同様)				家庭用から変更。 (※)他の商品・役務とのセット販売や、
その作	也用に係	る事項【 <b>詳細略】(原則として家庭用と同様)</b>	キャッシュバック・ポイント還元等のサービスに係 る項目は削除。	

#### 【参考】現状の料金メニューに係る定期報告(電力取引報・第2表)

第2表 低圧需	<b>宇要に係る小売供給契約の料金</b>	年 月 日			
電力・ガス取引	監視等委員会 委員長 殿	年 月~ 月分	小売電気事業者名_		
			1	2	(必要に応じて列を増やしてください)
メニュー名					5 (C. 10) (C.
供給区域 適用開始日					
適用開始日					
料		二部料金制			
金	料金設定の種別(該当するも	最低料金制			
設	のに〇を記入)	完全從量料金制			
政	31-0 2 107 17	定額料金制			
定方		その他			
法		料金設定方法の概要			
		燃料費調整の有無			
	7.46	契約事務手数料等の有無			
契約事務手数料等 契約事務手数符等の金額(円)					
		契約期間			
契	?約期間·違約金等	違約金等の定めの有無			
		違約金等の金額(円)又はその設定方法			
		長期契約割引の適用の有無			
	長期契約割引の内容	割引金額(円/月)			
	文例矢利引引の内谷	長期契約割引の適用に必要となる契約期間			
		上記期間内に解約した場合の違約金等の金額(円)又はその設定方法			
	その他の割引	長期契約割引以外の割引の金額(円)及びその設定方法			
小声	供給の特性とする事項	電源の種類等を小売供給の特性とする契約条項の有無			
ושפיני	大和の付けによる争項	契約条項の内容		<u> </u>	
	セット販売	他の製品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする契約条項の有無			
	セット駅元	セットで販売される商品・役務			

#### 備考

- 1 契約口数99以下の料金メニューについては、記載することを要しない。
- 2 契約口数が100以上の料金メニューについては、小売料金メニュー(特定小売供給メニューを除く。)ごとに記載すること(ただし、定型的でない料金メニューについては、各小売電気事業者の契約件数上位3件以内の料金メニューに限つて記載すること。)。
- 3 供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
- 4 契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担(工事費等の実費負担を除く。)は全て契約事務手数料等に含めること。
- 5 違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担 (違約金の支払、預り金の没収等)は全て違約金等に含めること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 【参考】現状の料金メニューに係る定期報告(電力取引報・第3表-1)

第3表-	-1 再生可能エネルギー	電気を供給の特性とする小売供給	契約に係る販売電力量	年 月	<u>B</u>
電力・カ	<b>「</b> ス取引監視等委員会 委	<b>委員長 殿</b>			
		<u>年度分</u>	小売電気事業者名	i	
1 #±D	京庆-京庆泰藤に及る家	<b>小司能エカルギー 春年を出めの</b> は	・ 性とする小売供給契約の販売電力	- <del>-</del>	
1 1970	同正・同圧需要に除る丹	生可能エイルギー電気を供給の存	日本とする小児供給失利の販売電力	2	必要に応じて列を増やしてください
	メニ	ュー名			
	供料	合区域			
	適用	開始日			
	電日	E区分			
	料金設定	方法の概要			
再生	可能エネルギー電気を供	給の特性とする契約条項の内容			
	年間販売電	配力量(kWh)			
2 低日	需要に係る再生可能エネ	ヘルギー電気を供給の特性とする/	本売供給契約の料金設定方法、販売	· 電力量等	
			1	2	(必要に応じて列を増やしてください
	メニ	ュー名			
	供料	哈区域			
	適用	開始日			
		二部料金制			
料		最低料金制			
金設	料金設定の種別(該当 するものに〇を記入)	完全從量料金制			
定方		定額料金制			
法		その他			
	料金設定方法の概要				
再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容					

- 備考 1 小売料金メニューごとに記載すること。
  - 2 供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

年間販売電力量(kWh)

#### 【参考】現状の料金メニューに係る定期報告(ガス取引報・様式第10)

段     年月~月分     ガス小売事業者名       メニュー名 供給区域 適用開始日     1     2       機能区域 適用開始日     二部料金制 長低料金制 字るものに○を記入)     二部料金制 完全従量料金制 定額料金制 その他     二部料金制 完全従量料金制 定額料金制     二部料金制       定額料金制 定額料金制 その他     「原料費調整の有無     「原料費調整の有無	月	日
火ニュー名       供給区域         適用開始日       二部料金制         料金設定の種別(該当するものに○を記入)       三部料金制         定額料金制       定額料金制         定額料金制       その他         財金設定方法の概要		
供給区域       適用開始日       料金設定の種別(該当するものに○を記入)     二部料金制		
適用開始日     二部料金制     二部料金制       大会表のに○を記入)     三部料金制     三の他       方式法     料金設定方法の概要     原料費調整の有無		
料金設定の種別(該当するものに○を記入)       二部料金制 最低料金制 完全従量料金制 定額料金制 その他       二部料金制 完全従量料金制         大の他       本の他         原料費調整の有無       原料費調整の有無		
料金設定の種別(該当 するものにOを記入) 定 方 法 ・ 料金設定方法の概要		
原料費調整の有無		
契約事務手数料等 契約事務手数料等の有無 契約事務手数料等の金額(円)		
契約期間 契約期間・違約金等 違約金等の定めの有無 違約金等の金額(円)又はその設定方法		
長期契約割引の適用の有無 割引金額(円/月)		
長期契約割引の適用に必要となる契約期間 上記期間内に解約した場合の違約金等の金額(円)又はその設定方法		
その他の割引 長期契約割引以外の割引の金額(円)及びその設定方法		
他の製品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする セット販売 契約条項の有無 セットで販売される商品・役務		

- 備考 1 契約件数が49以下の料金メニューについては、記載することを要しない。
  - 2 契約件数が50以上の料金メニューについて、小売料金メニュー(指定旧供給区域等小売供給メニューを除く。)ごとに記載すること。
  - 3 供給区域は、一般ガス導管事業者の供給区域(供給区域内に異なる指定旧供給区域等小売供給約款が定められている場合は、当該供給約款の適用 される区域)に基づき記載すること。
  - 4 契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家がガス小売事業者に対して負うことになる金銭的負担(工事費等の実費負担を除く。) は全て契約事務手数料等に含めること。
  - 5 違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家がガス小売事業者に対して負うことになる金銭的負担(違約金の支払、預り金の没収等)は全て違約金等に含めること。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

#### DX化に向けた課題・今後の方向性②(電源構成等情報の定期報告)

- 電力取引報(第3表-2)では、再工ネの調達電力量の報告を求めている。(また、運用上、 非化石証書の調達量の報告も求めている。)
- その上で、当該報告を通じて得られる情報は、当委員会が**電源構成等情報の表示の適切性を** 確認する際に有用であるが、P8に記載のとおり、非化石証書の導入に伴って、表示可能な内容 のパターン(例:再エネ+CO2ゼロエミ)が複数存在する。
- そのため、電力取引報(第3表 2)について、上記の「表示可能な内容のパターン」との整合を図り、効果的に監視に用いるため、<u>(再エネのみならず)非化石電源の電力量の報告</u>を求めることとしてはどうか。また、現状、他社からの調達電力量のみを記載する運用としているところ、上記のパターンとの整合を踏まえて、<u>(自社発電からの調達を含め)需要家に供給した非化石電源の電力量を報告</u>することとしてはどうか。
- さらに、非化石証書の調達量についても、報告業務の円滑化や、データ抽出の容易化のため、 非化石証書の報告欄を新設してはどうか。
- なお、「非化石電源の電力量」や「非化石証書の調達量」の報告については、実務に配慮して、 前年度実績値を報告することとし、報告頻度も年1回(毎年7月末を想定)としてはどうか。
- また、報告対象事業者は、現状と同様に、「電源構成や電気の環境価値を小売供給の特性と するメニューを供給している」事業者としてはどうか。なお、上記の新たな報告様式の施行時期は、 DX化のためのシステム開発の状況や、各事業者における報告体制の整備に必要な期間を踏ま えて、今後検討することとしたい。

## 【参考】電源構成等情報に係る定期報告(年1回)の改正イメージ

1. 小売供給に係る非化石電源の調達電力量(前年度実績値)(年度合計·kWh)										
	太陽光	風力	水力 (3万kW未満)	<b>水力</b> (3万kW以上)	地熱	バイオマス	原子力	その他	合計	備考
FIT電源										
非FIT電源										

2. 非化石証書の調達量(前年度実績値)(年度合計·kWh)								
	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	合計	備考				
再工ネ指定								
再エネ指定なし								

#### 【参考】現状の報告様式(第3表-2)

		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他	合計
調達電力量 (kWh)	年度合計						~	

「その他」の欄で、非化石証書の 調達量を報告

#### 【参考】現状の電源構成に係る定期報告(電力取引報・第3表-2)

第3表-2 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生可能エネルギー電気の電力量 年 月 日 電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿 年度分 小売電気事業者名

	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他	合計
調達電力量(kWh) 年度合計							

備考 1 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気ごとの電力量(再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給 契約以外

に基づいて供給する電力量も含む。)を記載すること。

- 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第8条第1項の交付金の交付の対象となる再生可能エネルギー電気を含めて記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。